

「C_NOTE」の創刊号、いかがでしたでしょうか？今や誰でもデータでものづくりができてしまうツールがあるからこそ、そこに権利が発生することを、私たちデザイナーも、発注する側も、正しく理解する必要があります。「C_NOTE」は、著作権を扱う誰もが、互いに尊重しあえる関係を目指し、SNSと連携してよりタイムリーに著作権に関する情報を発信していきます。ぜひ手に取って読んでいただくと幸いです。

JAGDA 創作保全委員会 委員長 藤崎知子



JAGDA
創作保全委員会
Report 1



発行日/2024年8月23日
企画・編集/JAGDA 創作保全委員会
編集長/味岡伸太郎
編集委員/藤崎知子 植木 誠 梶 友宏 葛本京子
北川裕子 瀧脇大典 田中雄一郎 本田未禔
近藤直樹(事務局)
監修/前原一輝(弁護士)
デザイン/味岡伸太郎
テキスト/北川裕子
Web/藤崎知子
C_NOTE ログタイプ/田中雄一郎
イラストレーション/宮田香里
印刷・製本/株式会社シナノ
発行所/公益社団法人日本グラフィックデザイン協会 (JAGDA)
〒107-6205 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5F
TEL: 03-5770-7509 FAX: 03-3479-7509
jagda@jagda.or.jp
https://www.jagda.or.jp



公益社団法人日本グラフィックデザイン協会

Aug-Oct
2024

1

Copyright
Protection



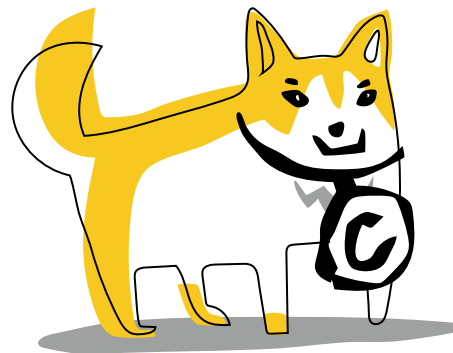
目次

知財権 TALK	
顧問弁護士から見た JAGDA の過去現在未来 (前編) 1	
著作権の基礎知識 7	
著作権 Q&A 9	
デザイナーのための判例解説 将棋の棋譜は著作物? 囲碁将棋チャンネル訴訟 11	
創作保全委員会の活動報告 13	
知財権セミナー情報 14	

JAGDA 創作保全委員会 Report



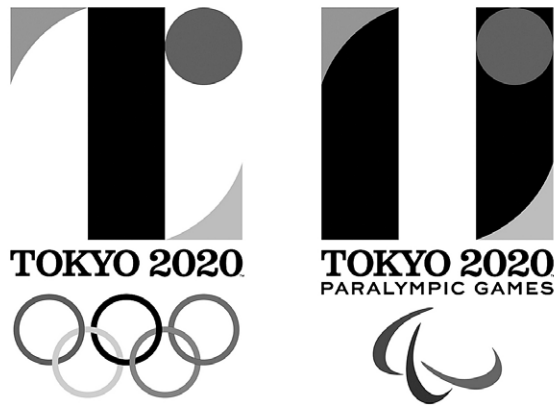
「C_NOTE」は、デザイナーの権利を守るためのプラットフォームです。
がんばっていきましょう。



公益社団法人日本グラフィックデザイン協会

*1 東京2020オリンピック・パラリンピックエンブレム問題／2015年7月に佐野研二郎さんによるエンブレムが発表されると、ベルギーのリエージュ劇場を皮切りに、次々と疑惑や選考基準への批判が巻き起こり、白紙撤回を発表。再公募が行なわれた。

*2 /2017年11月25日(土)に東京ミッドタウン・カンファレンスにて開催した「JAGDA 知財権セミナー2017」シンボルマークの創作と法的保護」セミナーの内容は「グラフィックデザイナーのための本4 シンボルマークの創作と法的保護」に収録。



東京2020大会 旧エンブレム (左：オリンピック、右：パラリンピック)

を取り下げる結果になってしまったことです。まず、著作権侵害の問題と、商標権侵害の問題をきちんと分けて整理する必要があります。デザイナーが責任を持つべきなのは著作権侵害です。これは他人の著作物を見て、それに依拠して作られたことが絶対的な条件であり、誰かの作品を真似したものでなければ、結果としてどんなに似たものができても著作権侵害とはなりません。佐野さんはリエージュ劇場のマークを見ていないとはっきり言うておられるので、「著作権侵害」問題について法律的にもデザイナーの倫理的にも責任を追求されてはなりません。これが第一の問題です。

もうひとつ、商標権侵害については、オリンピックのエンブレムは組織委員会(正式名称/東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)が自分たちの事業のシンボルとして使うわけですから、商標登録や商標調査を行なうのは組織委員会です。エンブレムは、以前に商標登録されたものとバッティングできませんが、ここですごく大切なことは、佐野さんの作品が仮に第三者の商標権を侵害するおそれが



岡 邦俊 氏

TALK.1

東京2020オリンピックエンブレム問題、JAGDAに欠けていたものは何か。

味岡 私は2008年から創作保全委員会 委員長に指名されて、何となく役目をこなしてきましたが、このままだとデザイン界は今後大変な苦境を迎えることになるかと危機感を覚えたのが、2015年のオリンピックエンブレム問題(*1)でした。あの一件で、我々は佐野研二郎さんという素晴らしい才能を実質的に失うことになってしまいました。あのとき、私たちには何が欠けていたのか。あの経験から学ぶべきことは何か。そこからまずお聞きしたいと思います。

岡 2017年に、創作保全委員会によるシンボルマークについてのセミナー(*2)があり、私と原研哉さん、中西元男さん、特許庁の高橋幸志さんと、非常に充実した内容の座談会がありました。そこで申し上げたことですが、あのオリンピックエンブレムの一番の問題は、著作権と商標権が混同されたまま、デザインをした佐野さんが攻撃され、応募作品

岡 邦俊 / 1937年、東京生まれ。東京大学文学部卒。NHK勤務(報道番組制作)を経て、1969年4月弁護士登録(第二東京弁護士会)。1997年～2007年、著作権法学会理事。2009年～2017年3月、映画倫理委員会委員。JAGDA設立翌年の1979年より現在まで顧問弁護士を務める。

あったとしても、それはまったく佐野さんの責任ではないということです。商標権侵害は訴訟になって裁判所の判断を待たないと結果がわかりませんので、オリンピックという、紛争なく無事に終わることを至上目的とする事業団体にとっては、少しでもその不安があるものに対しては使用を止めておこうと考えたのでしょうか、それがあたかも著作権侵害と同じように、佐野さんにデザイナーとして職業倫理の問題があったかのように報じられてしまいました。結局、組織委員会の武藤敏郎事務総長が記者会見で、「権利侵害とは考えていないが、国民の理解を得られなくなってしまった」という言葉で終わらせてしまったことは無責任としか言いようがありません。

味岡 あの時JAGDAはどうすべきだったでしょうか。

岡 佐野さんが他者の作品にアクセスして制作していないことをはっきりと確認したら、あとは商標権の問題であると。著作権と商標権の問題を混同して、デザイナーの生命を奪うことは間違いだと、はっきり言わなければいけなかったと私は思います。その時点で、きちんと法的意見を出せと言われていたら、このように申し上げたと思いますが、あのときはJAGDAの対応もすっきりしないものでした。JAGDAに欠けていたものがあるとするれば、はっきりと会員を守る、デザイナーを守るというところから始めなかったことでしょ。

味岡 まだこの問題をJAGDAは解決できていないと僕は思っています。シンボルマークのセミナーでは、その合意を確認できましたが、まだ広くは認知されていません。JAGDAの会員にまず知ってもらいたいので、地方でセミナーを行なう度に、同じことを繰り返しお伝えするようにしています。

TALK.2

40年の歴史でもっとも強烈だった体験、 “ヒロシマ・アピールズ1990”ポスターをめぐって。

味岡 長くJAGDAの顧問弁護士をやっていたので、とくに記憶に残った出来事はなんでしょう。

岡 私はJAGDAがまだ社団法人になる前から顧問弁護士をさせてもらったので、本当に長く携わってきました。この40年の間で一番印象に残っていることは何かと振り返るならば、石岡瑛子さんの「ヒロシマ・アピールズ1990」の問題です。石岡さんはJAGDAから指名されて、1990年のヒロシマ・アピールズポスター(*3)を作ることになりました。1990年というのは、世界的に見ればその前後にベルリンの壁の崩壊や冷戦の終結、ソビエト解体があり、10年後に新世紀を控えるなど、エポックを成す年代でした。そこでヒロシマ・アピールズを任された石岡さんは、悩みに悩んだうえ、ミッキー・マウスのイラストレーションを使って原爆投下のアメリカ、アメリカ国民の責任を表したわけです。すごい作品だと思いました。ヒロシマ・アピールズは現在も続いていて、皆さん素晴らしい作品を残してこられました。あれだけ先鋭に、腰が引けずに、思い切ったことをやったのは石岡さんの作品だけですよ。たちまちディズニー・カンパニーの逆鱗に触れて、JAGDAに強硬な申し入れがありました。自分たちの大事なミッキー・マウスというキャラクターを誹謗中傷するものである、けしからんと、大変な剣幕でしたが、最終的には私とディズニー・カンパニー・ジャパンの弁護士との間で和解契約をして矛を納める形になりました。ディズニーが看板のミッキー・マ

*3「ヒロシマ・アピールズ」ポスター／JAGDAと財団法人広島国際文化財団が「ヒロシマの心」を広く内外に訴える事業として1983年にスタート。1990年の後、一旦中断し、2005年に再開。JAGDAを代表するデザイナーが毎年一点をボランティアで制作。



「ヒロシマ・アピールズ」ポスター1983「燃え落ちる蝶」(デザイン・亀倉雄策)

ウスの商品価値を落とされたといつて威嚇的訴訟を起こした場合、天文学的な訴訟額になりますから、JAGDAが和解したことが間違っていたとは思いません。ただ、非常にシビアな、ギリギリの表現の自由の問題について、もう少しオープンな議論があってもよかったですと思っています。そして、その後の対応が極めて良くなかったです。和解の合意書では、JAGDAはポスターの新たな印刷、発行、頒布はできないことになりましたが、ヒロシマ・アピールズの一連のポスターと一緒に公に展示できるという条件があったのに、長く封印してしまいました。

味岡 僕もほとんど目にしたことがないです。

岡 相手方の弁護士も見識のある方で、さすがに

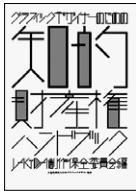


「ヒロシマ・アピールズ」ポスター1990「X像の沈黙」(デザイン・石岡瑛子)
Authorized by Walt Disney Company, the original copyright owner of the Character

無茶苦茶なことは言わず、1点だけの展示はメッセージ性があまりに強烈なのでNGだが、シリーズ全作品の展示への出品という制限の中ではOKだと、比較的ゆるやかな和解が成立しました。ところが後の対応で、JAGDAは腰が引けていたと思います。歴代作品を公に展示する機会があっても、石岡さんの作品は公開されませんでした。復権されたのも最近ですよ(*4)。

*岡弁護士をゲストに迎えての知財権 TALK 後編は、次号 C_NOTE に掲載します(2024年12月発行予定)。トークテーマは「デザイナーの命を奪う、27条・28条問題」と、「岡弁護士から、今後のデザイン界のための提言」です。

*4 / 現在、石岡瑛子さんによる「ヒロシマ・アピールズ1990」ポスターX像の沈黙はJAGDA公式サイトにて閲覧できます。
<https://www.jagda.or.jp/news/6321/>



グラフィックデザイナーのための知的財産権ハンドブック／全国各地で開催しているJAGDA知財権セミナーの内容を再構成し、まとめたもの。JAGDAオンラインショップから紙の書籍を購入またはPDF版を無料ダウンロードできます。

に関わる法律ですが、著作権以外の4つは産業財産権法と呼ばれ、この区分には大きな相違点があります。著作権法では、偶然の一致によって同じようなものが創作された場合は権利侵害にならず、どちらにも著作権が認められる点です。先行するAさんの著作物をBさんが見ることなく、結果として同じまたは類似したものが作られたら、それは権利侵害にはなりません。これが著作権とそれ以外の知的財産権の最大の違いで、産業財産権の場合は、先に登録されたものを知らないといっても許されません。ただし、著作権侵害の裁判では、「見ていない」と主張しても、あまりにもピッタリ一致がある場合には、社会通念上、依拠(アクセス)せずにここまで一致することはあり得ない、と判断されることもあります。

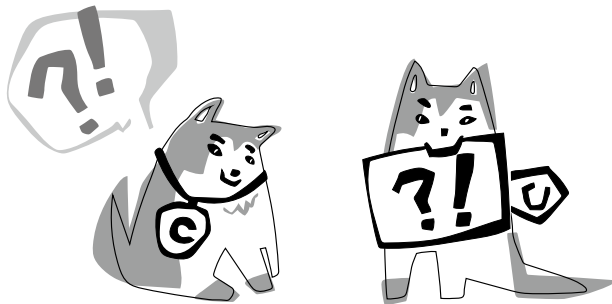
3. 無方式主義

知的財産権の中で、もうひとつ大きな違いとなるのが、著作権はその権利を得るためになんの手続きも必要としない、無方式主義である点です。例えば子どもがチューリップの絵を描いたら、その途端に著作権が自動的に発生します。どこかに届けたり、審査をしてもらったりする必要はまったくありません。広告などで見かける©マークは何かというと、アメリカの著作権法が1980年代後半まで採用していた万国著作権条約上の規定に沿った表示です(*2)。著作権保護の国際条約には、万国著作権条約とベルヌ条約の2系列があって、日本は無方式主義を採用するベルヌ条約に加盟しています。そのため©を付ける必要はありませんが、あえて付けることで、これは著作物であり、利用するには権利者の許諾を要することを注意・警告する意味があります。

*2 万国著作権条約／著作権保護に関する多国間条約のひとつで、©を付けないと著作物として保護しないという方式主義が採用されています。アメリカも1989年にベルヌ条約に加盟したため、現在は©を付けなくても著作権は保護されます。

1. 「アイデア」と「表現」

著作物は、著作権法によってその権利が法的に保護されています。では著作物とはなにかというと、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と、著作権法で定義されています。ポイントは、「思想又は感情を創作的に表現したものである」という点。「創作的表現」の成果か否かを識別するには、アイデアと表現を区別して考える必要があります。著作権法は表現を保護するものであって、アイデアは保護しない、というのが大前提です。なぜなら一般的、普遍的なアイデアを保護すると、最初になにかのアイデアに基づいて創作をした人に巨大な排他的権利が与えられ、その後に来る人の創作物の大半が排除されてしまうことになるからです。著作権法は「著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする(*1)」ため、表現の背後にあるアイデアまで保護することは法の趣旨に反すると考えられます。



2. 偶然の一致

著作権法は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法とならぶ知的財産権法のひとつ。商標法以外は創作物

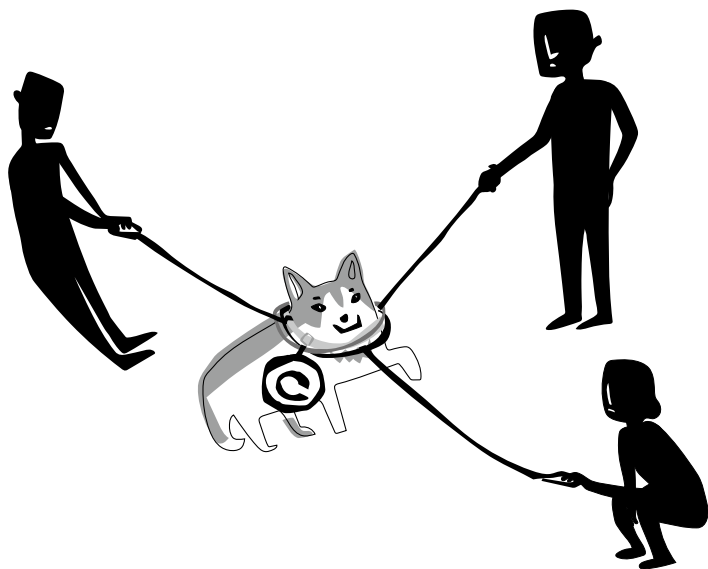
*1 著作権法第1条／著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権の基礎知識
まずは、著作権のイロハ。
押さえておきたい3大ポイント。

Q 広告のように、多数のクリエイターが共同して作った
 創作物の著作権は、誰にありますか？

A 契約があればそれに従い、ない場合は共同して作った人全員にあります。

複数の人が共同で制作する制作物の著作権を誰に、どの範囲で帰属させるかは、A「クライアントとの契約」およびB「複数の制作者の間の契約」の組み合わせによって自由に決めることができます。なお、Bについては、複数の人が同じ会社の従業員である場合、会社の企画に基づいて会社の業務として制作され、会社名で公表される制作物の著作権は、「原則として」最初からその会社に帰属＝会社が「著作者」となるため、契約は不要です(*1)。



*1 / 会社の従業員が、会社の業務として、会社名で公表する著作物を制作することを「職務著作」といいます。職務著作の場合、従業員の手による作品の著作権は、なんの手続きも要さず会社に帰属します(著作権法第15条)。この場合、著作者は会社であり、複製権や翻案・変形権

2人以上が共同して作品を制作し、それぞれの寄与分を分離して利用できないときは、著作権法上の「共同著作物」となり、制作者全員が著作者として著作権を共有します。ただし、共同著作物の著作者の範囲は、作品の形成に創作的に寄与した人に限られ、指示を忠実に実行しただけの補助者などは、著作者ではありません。また、原案やアイデアを出しただけの人も除外されます。

クライアント(発注者)の立場は微妙です。クライアントの指示が「アイデア」を伝えるだけの場合には、そのクライアントは著作者にはなりません、指示の内容が具体的な表現に及んでいる場合には、クライアントも著作者の1人となる余地があります。クライアントの微妙な地位を明らかにするためにも、Aのタイプの契約が必要です。

共同著作物となるのは、それぞれが作った部分を分離して利用できない場合に限られます。例えばひとつの歌曲でも、歌詞と曲は分けることができますし、一冊の本でも、章ごとに違う人が書いた場合は、明確に分けることができるため、共同著作物ではありません。また、共同著作物の著作権および著作者人格権は、全員の合意によらなければ行使できません。

このように、複数の制作者が広告デザインを制作するような場合には、紛争回避のため、スタート前にA B両面の契約を交わしておくことが不可欠です。

*次回の「著作権 Q&A」では、クライアントと契約を交わす際のポイントを解説します!

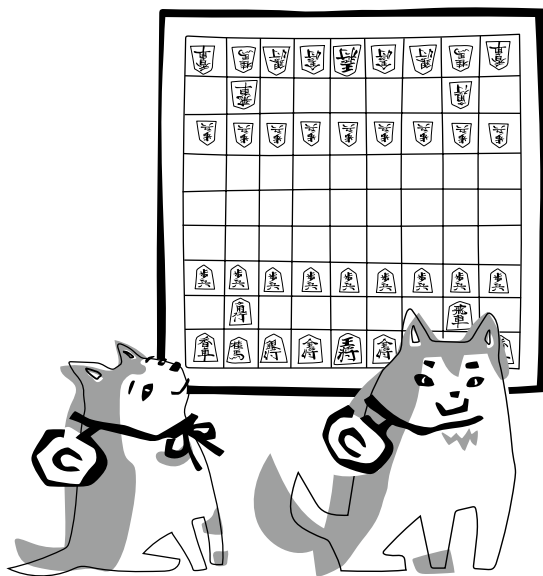
などの著作財産権も、同一性保持権などの著作者人格権も、最初から会社に帰属します。ただし、職務著作の規定は、厳密な意味の雇用契約上の従業員についてだけ適用され、外注先の社員やフリーランスの制作者には適用されません。



グラフィックデザイナーのための本1 著作権 Q & A
 / グラフィックデザイナーが身につけておきたい著作権知識をまとめた一冊です。この記事は本書から抜粋した内容を転載しています。JAGDA公式サイトからダウンロードできます。

著作権侵害で動画削除された
YouTuber が、裁判で勝利。

とある YouTuber が BS/CS 放送「囲碁将棋チャンネル」で生中継された対局の棋譜情報を使って、動画をリアルタイム配信したところ、著作権侵害を理由に動画が削除されました。そこで YouTuber は、「囲碁将棋チャンネル」による著作権侵害の申し立ては不正競争行為(*1)に当たるとして、逆に「囲碁将棋チャンネル」を訴えました。



YouTuber は、生中継から得た情報を、自分で用意した将棋盤面に表示して動画を制作していましたが、その動画は「囲碁将棋チャンネル」の著作権を侵害していないと主張しました。なぜなら、著作物とは、

前原一輝/1983年生まれ。2006年、東京大学法学部卒業。2009年、山梨学院大学法科大学院卒業。2011年、弁護士登録。2012年より廻りパートナーズに所属し、多数の著作権事件(出版、映画、スマホゲーム、その他)に関わった。近年は、インターネット上の著作権問題も多く扱う。

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と著作権法で定義されているからです。「思想又は感情」という要件には、「事実」は含まれませんので、単なる事実である指し手の情報(棋譜)は、著作物ではないという立論だと思います。

これに対し、「囲碁将棋チャンネル」は、YouTuber の動画が著作権を侵害しないことは争わず、同社が配信する棋譜情報をフリーライド(ただ乗り)で利用するという行為が不法行為であるため、YouTuber の動画配信の利益は法律上保護されるものではない、と反論していました。

裁判所は、「(棋譜情報は)公表された客観的事実であり、原則として自由利用の範疇に属する情報」であるとして、実質的に著作物性を否定しました。また、「囲碁将棋チャンネル」の反論について、「不法行為を構成することを認めるに足りる事情はない」として反論を却下し、YouTuber の損害賠償等の請求を認めました(*2)。

著作権侵害であるという主張を「公に」行うことにはリスクを伴います。デザイナーの皆様の中には、自分のデザインが盗用されたと思うこともあるかもしれませんが。だからといって、SNS 上で「〇〇さんが自分のデザインを盗用している」と公然と非難するのは注意が必要です。この裁判のように、思わぬ反撃にあう可能性があります。事前に専門家に相談をするなどして、法的根拠があるかを慎重に検討してください。

2023年5月から高樹町法律事務所にて主に著作権法に関する業務を行なう一方、JAGDA 著作権セミナー等で講師を務める。YouTube で著作権に関する動画を配信中(チャンネル名「弁護士前原一輝の著作権講座」)

*1/不正競争防止法は、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為を「不正競争」と定義しています(同法2条1項21号)。不正競争行為によって営業上の利益を侵害された場合、その行為の差止め、損害賠償、

信用回復の措置を求める事ができます。
*2/大阪地方裁判所は、令和6年1月16日の判決で、囲碁将棋チャンネルに対し、著作権侵害である旨を告げることの差止め、削除申請の撤回や約一一八万円の賠償金などを認めました。

第1回委員会

2024年4月22日(月)14:00-17:00@JAGDA事務局

- 契約書について:岡顧問弁護士の資料を基に、デザイン制作契約ハンドブックに明記すべき項目を検討
 - 広報活動について: SNSの活用と委員会レポートの発行について検討
 - コンペティションの応募要項の事例を検討
- (1)「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」ポスター、(2)「第48回目黒区民まつり」ポスターデザイン、(3)「なごやネイチャーポジティブ」シンボルマーク

●知財権セミナー2024について:セミナーのテーマを検討(パッケージ、AI、エディトリアル、全国の事例報告など)

第2回委員会

5月24日(金)14:00-17:00@インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター

- 契約書について:岡・前原両弁護士の資料「デザイン制作契約の特徴」「契約書約款案についての検討」を基に、デザイン制作契約ハンドブックの内容を検討。
- 知財権セミナーについて:名古屋セミナー(8/5)の概要を報告。また、知財権セミナー2024のテーマを「契約」に決定。
- コンペティションについて:熊本県酒造研究所「熊本酵母」シンボルマーク募集の要項案を検討。
- 委員会レポートについて:レポートの割割、前原弁護士のコラム原稿、岡弁護士インタビューの質問について検討。

第3回委員会

6月24日(月)14:30-17:00@JAGDA事務局

- 契約書について:岡弁護士の資料「利用許諾(ライセンス)契約の問題点」を基に、デザイン制作契約ハンドブックの内容を検討し、著作権をデザイナーに留保した利用許諾契約を原則とする方針が決定。
- 知財権セミナーについて:名古屋セミナーの内容およびその他のセミナー開催希望地を報告。

山形(10/5・JAGDA東北ブロック大会)、岩手、栃木、奈良、愛媛(河原学園)、福岡(JAGDA九州ブロック大会)、熊本など

前原一輝弁護士(左)と味岡伸太郎委員長(右)



2024年2月10日(土)、岡山市北区の繁華街に位置する臨濟宗の寺院・蔭涼寺にて、JAGDA知財権セミナーを開催しました。地元岡山や広島はじめ、鳥取・島根から山を越え、四国各地から海を渡り、数多くのデザイナーやクリエイターが集まって、事前予約70名の枠は早々に満席となりました。築300年を超える本堂は、これまで数々の法話を重ねてこられた対話の舞台であり、さらに近年はクラシックやジャズのライブが開催される機会も多く、素晴らしい音響設備や照明が整えられた空間でした。第1部は前原一輝弁護士と創作保全委員会の味岡伸太郎委員長(当時)による知財権トークセッション。第2部は今回のセミナーの広報物について、プレゼンテーションに参加してくれた5組6人のデザイナーと作品の紹介(*)。第3部は岡山地区代表(当時)の佐藤豪人氏をファシリテーターに迎え、前原弁護士と味岡委員長が事前に寄せられた質問に答える形で進行了。当日はデザイナーだけでなく、デザインを発注する側の行政や企業の担当者の方たちが参加されていたこともあり、会場からも著作権の譲渡や利用許諾、契約の際の注意点など、さまざまな立場からの質問が出て、いつも以上に熱量の高いセミナーとなりました。



JAGDA知財権セミナー「岡山編」2024年2月10日(土) 蔭涼寺にて
COPYRIGHT FOR CREATORS
クリエイターのための知財権Q&A
企画・運営/JAGDA創作保全委員会・中四国ブロック

*今回のセミナー広報物は、中四国ブロック所属会員によるプレゼンテーションから選定され、最終的に島根地区会員の瀧尻悟史さん(有限会社ババリテイック)によるデザインが採用されました。
<https://pop-net.co.jp>